

授乳及びおむつ替え専用車両管理運営要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

府中市長 伊藤吉和

授乳及びおむつ替え専用車両管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令、条例、規則又は他の規程に別に定めがある場合を除くほか、府中市の共生の地域づくりに資するため、子育て世代が屋外において安心、安全に授乳及びおむつ替えを行う場所として整備した車両（以下「車両」という。）の適正な管理について定め、車両の効率的な管理及び安全な運営を図ることを目的とする。

(車両の管理)

第2条 車両は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 車両の管理者は、府中市長とする。

3 管理者は、車両の状態を常に把握し、効率的な使用を図るとともに事故防止に努めなければならない。

(車両の使用)

第3条 車両の使用は、府中市内に主たる事務所を有する団体又は法人が府中市内で使用する場合で、管理者の許可を得た者に限る。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第4条 車両を利用しようとする者は、車両使用許可申請書（別紙様式第1号）を使用開始日の10日前までに管理者に提出し、許可を得なければならない。ただし、緊急のときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に車両使用許可書（別記様式第2号）を交付しなければならない。

3 管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定により使用許可を受けた者が、使用内容を変更しようとするとき

は、直ちに管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、車両を使用させないことができる。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 第1条に掲げる目的に反するとき。
- (2) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 車両の使用日数が継続して7日を超えるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき又は管理者が適当でないとき。

(指示事項)

第6条 使用者は、管理者の指示に従い、車両を適正に使用しなければならない。

(禁止事項)

第7条 使用者は、車両を転貸してはならない。

- 2 許可を受けた者以外は、車両を運転してはならない。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 府中市が車両を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - (2) 使用者が不正の手段をもって使用許可を受けたとき。
 - (3) 使用者がこの要綱又は許可の条件に違反したとき。
 - (4) 使用者が故意又は過失により車両を破損し、又は滅失したとき。
- 2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに、車両を返却しなければならない。
 - 3 第1項の規定によって許可を取り消された使用者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができない。

(車両の返却)

第9条 使用者は、車両を返却するときは、車両の内外を清掃して借受時点と同様の状態にしなければならない。

- 2 使用者は、車両の返却と併せて、車両使用記録簿（別紙様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(賠償)

第10条 使用者が車両等を破損し、又は滅失したときは、管理者の指示する方法で損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、車両の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。